

介護保険料の低所得者への軽減策 消費税を引下げ、国の責任で財源の確保を

介護保険料をめぐる運動の経過

2000年4月にスタートした介護保険。65歳以上の高齢者を強制加入させ、年金から一方的に天引きする介護保険料は高齢者の怒りを呼び起こしました。介護保険事業計画で3年ごとに保険料引き上げが繰り返される中で、全国各地で「介護保険料引き上げ反対」と減免制度拡充を求める運動が巻き起こりました。介護保険料の決定に対する「不服審査請求」を集団で行う運動が大阪で始まり、現在では全国で数千人規模で毎年行われています。

2001年から2006年にかけては、大阪で介護保険料違憲訴訟がたたかわれました。高裁で敗訴したとはいえ、介護保険料の持つ問題点を提起し、国をして見直しを行う契機の一つとなりました。当初5段階の所得段階別保険料で、非課税者は基準額の0.75という負担割合を、低年金者(年80万円以下)は0.5に軽減させ、段階も国基準で現在は9段階へと細分化になりました。(下表参照)

公費による低所得者保険料軽減を制度化

全国で低所得者独自減免が進む中、厚生労働省は「公費投入による保険料は不適切」として「減免3原則指導」を繰り返してきましたが、2014年の法改定で公費による低所得者保険料減免を制度化しました。具体的には2015年度から第1段階を現行の0.5から0.45に軽減しました。(国1/2、県1/4、市町村1/4)

2019年度からは、10月からの消費税増税分を財源に、第1段階を0.375、第2段階を0.625、第3段階を0.725とする軽減策を出しました(国1/2、県1/4、市町村1/4)。2019年度から県内市町村でも、第1から第3段階の保険料率を引き下げました。(表1)(表2)

第1段階から第5段階を7割近く占める

表3は、2017年度末の所得段階別の人数です。65歳以上の第1号被保険者数は県全体で約40万人ですが、そのうち、世帯非課税の第1から第3段階の合計は12万5819人(31.4%)、本人非課税の第4と第5段階の合計は13万7547人(34.4%)と、第1から第5段階までで全体の65.5%を占めています。

消費税によらない財源を国の責任で確保を

国の軽減策は、従来の「公費負担は5割に限定する」という方針を転換せざるを得ないところまで介護保険料が高騰し、高齢者の負担能力をはるかに超える事態になったことへの対応といえます。

しかし、昨年10月から消費税が10%になり家計を圧迫しています。低所得層ほど負担が重い消費税で、低所得者の介護保険料負担の軽減を図るのは全くの筋違いです。給付の抑制と負担増の連続で「保険料あって介護なし」の状態を抜本的に見直すことが必要です。介護保険のさらなる改悪反対の声とともに、消費税を引下げ、国の責任で財源を確保するよう求めていく必要があります。

第7期の標準段階

段階	課税区分	所得条件	負担率
第1段階	市町村民税 世帯非課税	高齢福祉年金受給者、生活保護被保護者等 ----- 基準額×0.5	基準額×0.5
第2段階		公的年金等収入金額+合計所得金額≤年80万円	基準額×0.75
第3段階		年80万円<公的年金等収入金額+合計所得金額	基準額×0.75
第4段階	市町村民税 本人非課税	公的年金等収入金額+合計所得金額≤年80万円	基準額×0.9
第5段階		第4段階以外の者	基準額×1
第6段階	市町村民税 本人課税	合計所得金額≤年120万円	基準額×1.2
第7段階		年120万円≤合計所得金額<年200万円	基準額×1.3
第8段階		年200万円≤合計所得金額<年300万円	基準額×1.5
第9段階		年300万円<合計所得金額	基準額×1.7

低所得者負担軽減措置
(H31.4~)

段階	負担率
第1段階	基準額×0.375
第2段階	基準額×0.625
第3段階	基準額×0.725